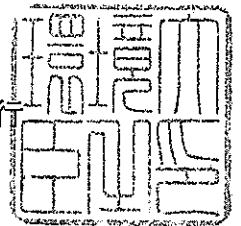


諮 問 第 3 3 7 号
環 廃 企 発 第 121106300 号
平 成 2 4 年 1 1 月 6 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環 境 大 臣
長 浜 博 行



循環型社会形成推進基本計画について（諮問）

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 15 条第 7 項で準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を更に図るため、新たな循環型社会の形成に関する基本的な計画（循環型社会形成推進基本計画）は、いかにあるべきか。」